

○内閣府令第 号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法)

第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。

「一・二 略」

「号を削る。」

三 略

2 前項の報告書には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

4 第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

様式第一 (第9条関係)

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

(課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法)

第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 ファクシミリ装置を用いて送信する方法

四 同上

2 前項の報告書(第三号に規定する方法により提出するものを除く。)には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3 「同上」

4 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が提出された場合は、消費者庁長官が受信した時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

5 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行った者は、直ちに、当該報告書の原本及び第二項に規定する資料を消費者庁長官に提出しなければならない。

6 第一項第四号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

様式第一 (第9条関係)

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 代表者の役職名及び氏名
 連絡先部署名
 住所又は所在地（郵便番号）
 担当者の役職名及び氏名
 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 9 条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

[1 ～ 3 略]

以上

(記載要領)

[1 ～ 3 略]

(その他の一般的な注意事項)

[1 ～ 3 略]

4 本報告書を電子情報処理組織を使用して送信する場合は、誤送信することのないようにする。

5 [略]

様式第五 (第 15 条関係)

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 代表者の役職名及び氏名
 連絡先部署名
 住所又は所在地（郵便番号）
 担当者の役職名及び氏名
 電話番号
 フラクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 9 条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

[1 ～ 3 同左]

以上

(記載要領)

[1 ～ 3 同左]

(その他の一般的な注意事項)

[1 ～ 3 同左]

4 本報告書をフラクシミリ装置を用いて又は電子情報処理組織を使用して送信する場合は、誤送信することのないようにする。

5 [同左]

様式第五 (第 15 条関係)

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地

代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」といいます。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、年 月 日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

[1～4 略]

以上

(記載要領)

- 1 [略]
- 2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

(1) 個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表 2 に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

ア 「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。

【イ～エ 略】

(2) [略]

[3・4 略]

(その他の一般的な注意事項)

代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」といいます。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、年 月 日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

[1～4 同左]

以上

(記載要領)

- 1 [同左]
- 2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

(1) 個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表 2 に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

ア 「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、フクシマ県番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。

【イ～エ 同左】

(2) [同左]

[3・4 同左]

(その他の一般的な注意事項)

[1 ～ 5 略]

[1 ～ 5 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。